て解説。次に国際海上物

グ・ルールの内容につい

利・義務を規定したヘー の概要、特に運送人の権 約と国際海上物品運送法

## 損保ジャパン日本興亜とインターリンクがセミナー

## |荷主と運送人の責任範囲」で

を中心に約100人が参加した。 パン日本興亜日本橋ビルで「荷主と運送人の責任範囲」と題したセミナ 『部・山口法律事務所の山口修司弁護士を迎え、企業の国際業務担当者 損保ジャパン日本興亜とインターリンクは10月10日、東京の損保ジャ を開催した。講師に海事弁護士として国内外で数々の講演実績がある

山口弁護士は、まず条 山口弁護士 定することが重要であ 主にとっては運送人を特 ャスミン号事件、カムフ り、裁判で運送人が誰か ェア号事件を紹介し、荷 は、過去の判例であるジ

や責任範囲などについて とができないこと。また ったことを立証しなけれ が船積み地において正常 不足の状態になってしま 達地において損傷または な状態で渡されたが、到 請求者は、運送人に貨物

ないと解説した。 が通説で、わが国では船 されるかが重要となる。 券にどの国の法律が適用 また、準拠法は国によ

収船荷証券)について説 der B/L (元地回 最後に、Surren

荷証券上合意の内容にな っていない限り適用され れた時のみ適用されるの 現行法上は国際私法によ って異なるため、船荷証 って日本法が準拠法とさ

国際業務担当者ら100人が聴講 ばならないと指摘した。 一方、コンテナ貨物の も必要でない取引、例え 「船荷証券が必ずし

は責任を免れると述べ その効力によって運送人 の船荷証券が発行され、 ないことから不知文言付 運送人は中身を確認でき 船積み地で船会社が回収 ば親子会社間取引、関係 する。そのため、有価証 船荷証券を発行するが、 会社間取引などの場合は 券としての船荷証券が流

が運送人になるが、米国

本や英国では契約運送人

は、船荷証券に記載され

運送中の事故について

ている船積み時の貨物と

送人・契約当事者の特定 なることを説明した。運 では全当事者が運送人に

> 合、運送人は善意の船荷 実際の荷物が異なる場

証券所持人に対抗するこ

は特定されておらず、日

品運送法上では、運送人

強調した。

を争うことが多い実態を

を総称したものだ」と述 れるという実務が行われ 通せず、貨物は荷揚げ港 べた。 券はこのような船荷証券 ている。元地回収船荷証 において荷受人に引渡さ その上で、「法律上の

きだ」との見解を示し されているが、法的根拠 るため、使用は避けるべ 利義務関係も不明確であ もなく、船荷証券に関す び荷主間の法律問題に不 い。運送人、荷主間の権 る国際条約が適用されな 日本、中国の実務で利用 収船荷証券は主に韓国や 題点を指摘し、「元地回 確定な要素が多い」と問 規定もなく、運送人およ